

【株式等の配分に係る基本方針】

大和証券株式会社

1. 当社は、募集若しくは売出し（目論見書を作成するものに限り、以下、同じ。）の取扱い又は売出しに係る株式等（以下「募集株式等」といいます。）のお客様への配分におきましては、お客様の多様な運用ニーズを的確に捉え、証券の流通促進を図り、金融商品市場の拡大・発展に寄与していくことが当社の使命であると認識し、公正な配分に努めることを基本方針としております。
2. 具体的には次に掲げる方針に従って、募集株式等のお客様への配分を行います。お申込みの日程や方法等につきましては、当社お取引窓口もしくはホームページにてご確認ください。なお、登録金融機関の金融商品仲介により口座開設いただいているお客様は、金融機関及び銘柄によりお取り扱いが異なりますので、各金融機関までお問い合わせください。

（1）新規公開株の抽選による配分（不動産投資信託証券を含みます。以下同じ。）

新規公開株につきましては、個人のお客様への販売予定数量のうち 15%～25%を、抽選により個人のお客様に配分させていただきます。新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

- ① 抽選へのお申込みは、当社オンライントレード（インターネット）経由のみとなります。このため目論見書、契約締結前交付書面および報告書につきましてもパソコン上で確認・管理が可能な電子交付サービスをご利用いただくことを条件とさせていただきます。また、幅広いお客様への配分を可能とするため、お申込み数量及び当選数量は最低単元株数とさせていただきます。
- ② 発行価格等決定日に行う抽選にあたっては、購入概算代金の残高を確認できるお申込みに対して、当社システム内において機械的に無作為に番号を割り当て、その番号の小さい順に個人のお客様への販売予定数量の 15%分^{*1}の当選を決定いたします。
※1 個人のお客様への販売予定数量が 20 億円以上の場合、10%といたします。
- ③ 続いて、②で当選されなかったお客様を対象に、個人のお客様への販売予定数量の 10%分^{*2}につきまして、当社のプレミアムサービスのお客様のステージ、又はお客様の保有する交換ポイントに応じて当選確率が変動する方式で当選を決定いたします。
※2 抽選へのお申込数量が個人のお客様への販売予定数量未満の場合、5%といたします。
- ④ 抽選の結果につきましては、当社の定める確認時間内に当社オンライントレード（インターネット）にてご確認ください。落選したり、当選しても購入のお申込みがなされなかった場合には、抽選へのお申込みの効力はなくなったものとみなしますのでご注意ください。
- ⑤ 当選者のなかで当社の定める購入期間中にお申込みのない方がいらっしゃった場合、補欠当選者のなかで購入の意思表示をしたお客様のなかから、繰上当選者を決定いたします。
- ⑥ 次に掲げるような場合には、抽選の割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しないもしくは中止することがございますので予めご了承ください。
 - a) 抽選へのお申込み数量が、当社における抽選による配分数量に満たない場合
 - b) 募集・売出しの延期など、何らかの条件変更等が行われた場合

（2）新規公開株以外の抽選による配分

新規公開株以外の配分につきましては、「ダイワ・ダイレクト」コース及び登録金融機関の金融商品仲介により口座開設いただいている個人のお客様を対象として、新規公開株以外の配分を一部抽選にて決定する場合があります。この場合、申込期間や抽選の要領等は当社ホームページ上でお知らせいたします。

（3）抽選によらない配分

I. 「ダイワ・コンサルティング」コースのお客様（機関投資家のお客様を除きます）

抽選によらない配分につきましては、「ダイワ・コンサルティング」コースのお客様を対象にして次の要領で行います。

- ① ご購入の希望は、お取扱窓口において対面又はお電話で受け付けます。配分は、募集期間前にあらかじめご購入希望のお申し出をいただいたお客様、及び募集期間中にご購入のお申込みをいただいたお客様を対象に行います。あらかじめご購入希望をお伝えいただけないお客様

に対しても、当社よりご案内をさせていただくことがございます。

- ② お客様への配分につきましては、次に掲げる基準を総合的に勘案の上、公正に配分先を決定いたします。
- ・ 新規公開株を含めた株式投資に対するリスクを十分認識していること。
 - ・ 証券投資についての知識や経験が充分であると判断しうること。
 - ・ 新規公開株等への投資が、当社でご確認させていただいたお客様の投資方針に沿っていること。
 - ・ 継続的に当社でお取引いただいていること、もしくは今後当社とのお取引拡大が期待できること。
 - ・ 当社にお預けいただいている資産及び金融資産の状況等からみて、適合性の原則に沿った配分ができること。
 - ・ 過去の配分実績からみて、過度に集中した配分とならないこと。
- ③ 新規公開株の抽選によらない配分について、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、個人のお客様一人当たりの平均販売数量は 10 単元程度を目処といたします。ただし、1 単元当たりの投資金額の大小、公開株式数の状況、マーケット環境の変化等により変更される場合があります。

II. 機関投資家のお客様

機関投資家のお客様への配分につきましては原則として、需要調査を行い、需要状況を的確に把握し、お客様の需要申告の内容、属性、投資方針などを勘案した上で適切な配分に努めます。なお、機関投資家のお客様の需要状況については原則として、価格決定に際して利用いたします。

3. 当社の表明している配分方針と異なる方針で配分を行う場合、当社ホームページ等にてお知らせいたします。
4. 当社におきましては、お客様の損失を補填し、又は利益を追加する目的での配分を行わない等、法令・諸規則を遵守することはもとより、次に挙げる者など、社内規則で定める者について配分を行わないこととします。
- ① 発行会社が指定する者（日本証券業協会の規則に従い不公正な配分にならないと当社が判断した場合を除きます）
 - ② 日本証券業協会の会員である金融商品取引業者の役職員
 - ③ 当社に対して特定の利便を与える等、社会的に不公平感を生じせしめる者
 - ④ 暴力団及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者
- 更に、同一のお客様への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方につきまして社内規則に明記し遵守に努める所存であります。なお、申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、そのお申込みはお受けいたしません。
5. 募集株式等を配分した先のお客様（個人のお客様を除きます。）の一部につき、日本証券業協会の規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した募集株式等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、募集株式等の発行会社に提供いたします。

手数料など諸費用について

- ・ 株券等を募集等にて購入する場合は、原則として購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・ 外国証券を購入する場合、外国金融商品取引所等における手数料及び公租公課その他の賦課金が発生する場合があります。*
- ・ 購入にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

お取引にあたってのリスクについて

- ・ 価格の下落・発行者の信用状況の悪化・通貨価格の変動等により、投資元本を割り込むことがあります。
- ※ 現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その金額等をあらかじめ記載することはできません。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会